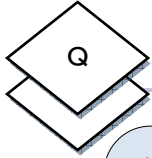




労働相談Q & Aで解決！

賃金未払①



給与の支払いが半年間滞っていますが、待つしかないのでしょうか。

A 賃金の未払は労働基準法違反にあたります。不景気や会社の経営状況を理由として支払いを拒むことは出来ません。

会社に対して支払期限を指定して請求しましょう。会社が支払わない場合は、労働基準監督署に相談・申告して会社への指導を求めることができます。

解説はこちら

- 賃金は、原則として、「通貨で」「全額を」「毎月1回以上」「一定期日に」「直接労働者に」支払わなければなりません（労働基準法第24条）。したがって、賃金未払は、この法律に違反している状態といえます。
- 景気や会社の経営状況が悪い場合、払いたいけれど払えないということが考えられますが、このような状況を理由として労働者に対して賃金支払を拒否することは、法律上はできません。
- 賃金請求権の消滅時効は、当分の間、3年間とされています（労働基準法第115条、143条）。

どうすれば？

- 雇用契約書、就業規則、タイムカード、給与明細等の資料を準備しましょう。
- 収集した資料に基づき、未払賃金額を計算しましょう。
- 会社の給与担当者や労務管理責任者に説明を求めるとともに、内容証明郵便等を利用して会社に支払を請求しましょう。
- 賃金未払は、労働基準法違反となりますので、労働基準監督署に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

◎ 山梨県内の労働基準監督署

甲府労働基準監督署（管轄区域：都留及び鰍沢労働基準監督署以外の地域）

電 話 055（224）5616

都留労働基準監督署（管轄区域：都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡）

電 話 0554（43）2195

鰍沢労働基準監督署（管轄区域：南巨摩郡、西八代郡）

電 話 0556（22）3181